

令和5年12月

安曇野市農業委員会定例総会

議 事 録

令和5年12月27日

長野県安曇野市農業委員会

## 令和5年12月安曇野市農業委員会定例総会

- 招集年月日 令和5年12月27日  
○会議の日時 令和5年12月27日 午後 1時30分  
○招集の場所 安曇野市役所 大会議室

### ○出席委員（22名）

1番	池上洋助君	2番	矢淵一良君
3番	甕信君	4番	岡山きみ子君
5番	田口博之君	6番	井口勝也君
7番	三枝守和君	8番	上條弘勝君
9番	平川邦夫君	10番	長崎要君
11番	山田太一君	12番	海川信義君
13番	藤原光弘君	14番	中村洋子君
16番	川上辰昇君	18番	笠原哲雄君
19番	降幡修二君	20番	浅川増行君
21番	渡辺正幸君	22番	塚田善久君
23番	佐原悦司君	24番	中島完二君

### ○欠席委員（2名）

15番	丸山隆也君	17番	請地康仁君
-----	-------	-----	-------

### ○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	宮沢英昭君	事務局次長	松島弘泰君
事務局員	岡田央樹君	事務局員	沖和義君
事務局員	折井希望君		

### ○議事日程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 農業委員会憲章唱和
- 4 議長着任
  - (1) 出席者数の報告
  - (2) 議事録署名人の指名
- 5 議事
  - (1) 議案第1号 農地法第3条許可申請審議
  - (2) 議案第2号 農地法第4条許可申請審議

- (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更許可申請審議
  - (4) 議案第4号 農地法第5条許可申請審議
  - (5) 議案第5号 農用地利用集積計画審議 所有権移転
  - (6) 議案第6号 農用地利用集積計画審議 利用権設定
  - 6 報告事項
  - 7 その他
  - 8 議長退任
  - 9 閉会
- 

午後 1時30分 開会

○事務局（宮沢英昭君） それでは、ご起立ください。礼、ご着席ください。

開会の言葉を佐原会長代理からお願いいたします。

○会長代理（佐原悦司君） 皆さん、こんにちは。

天気予報を見ますと、年末年始ちょっと荒れるような天気予報でございますが、このところ大分寒くなってきています。新しい年を無事迎えるように、どうか健康に十分留意をし、新しい年を迎えていただきたいと思います。

それでは、ただいまから安曇野市農業委員会定例総会を開催いたします。よろしく申し上げます。

○事務局（宮沢英昭君） それでは、中島会長からご挨拶をお願いします。

○会長（中島完二君） 皆さん、こんにちは。

今日はお忙しいところ、大変ご苦勞さまでございます。

さて、今年を振り返ってみますと、この5月に新型コロナウイルスが5類に移行いたしました。それによりまして、社会活動、特に経済活動のほうが非常に活発になってきたと思っております。さらに、農業委員活動も、以前のように十分やれるようになってきたのではないかなというふうに思っております。来年はさらにもっと活発に農業委員活動ができるようにというふうに願っております。

さて、この12月14日に松本市の合同庁舎におきまして、長野県再生協議会松本支部の総会が開かれたわけでございます。そこで令和5年度の米の生産状況の説明、そしてさらに令和6年度の米の生産の目安値が発表されましたので、ここでご報告させていただきたいと思っております。

令和5年産米を取り巻く全国の情勢は、作況指数は100ということでもございました。これ全国平均ですね。それで作付面積については、全国的に輸出用米やWC S用稲との転換が進んだことから、前年実績から0.9万haの減少となり、主食用米の収穫量が、国が当初定めた適正生産数量である669万tよりも少ない662万tと見込まれているということでもございます。また、コロナ禍の営業が減少したことにより、来年6月末の民間在庫量は適正水準の範囲内

180万tから200万t、これを下回る177万tと見込まれて、今年度と同規模の作付転換を図れば、主食用米の需給は均衡する見通しとなっているとのことでございます。

これらを踏まえ、令和5年10月の相対取引価格が前年同月比で107%となるなど、米価はコロナ前の水準に回復しつつあるものの、国内需要の減少と資材高騰等による稲作経営は依然として先行きが不透明であるということでございます。これはいつも言われることでございますけれども、稲作農家の方たちは大変な苦勞をしているわけでございます。どうか願わくは、稲作以外の作物で少しでも経営をよくしてもらって、農業経営を継続していただきたいというふうに思っております。

さて、今年も今日を含めてあと5日、これで今年度終わるわけでございます。先ほど佐原代理のほうでおっしゃいましたけれども、寒くて、今インフルエンザもはやっているそうです。どうか体に十分に配慮して体調管理をしていただきまして、この年末年始過ごしていただきたいと思っております。

簡単ではございます。ご挨拶に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） 会長ありがとうございました。

続いて、農業委員会憲章の唱和を行います。議案集、表紙裏をご覧ください。

8番、上條弘勝委員の先唱にてお願いいたします。皆様ご起立ください。

それでは、上條委員お願いいたします。

（唱 和）

○事務局（宮沢英昭君） ご着席ください。

それでは、安曇野市農業委員会会議規則第3条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 議事に入る前に、前回と同様に6番、井口勝也委員のオンライン参加について、皆様からの同意を得たいと思っております。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） それでは、井口勝也委員のオンライン出席を認めます。参加方法につきましても、前回同様となりますので、よろしくお願いをいたします。

続いて、本定例総会ですが、現在の出席委員が22名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条の3の規定により、本会議は成立いたします。

なお、15番、丸山隆也委員、17番、請地康仁委員から欠席届が提出されております。

なお、この会議は個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例及び同条例施行規則に基づいて行いますので、発言には十分配慮をお願いいたします。

---

○議長（中島完二君） 次に、議事録署名委員の指名を行います。

安曇野市農業委員会会議規則第19条の規定により、議長において指名をいたします。

16番、川上辰昇委員、18番、笠原哲雄委員の2名にお願いいたします。

なお、本日の出席委員は22名でございますので、農業委員会等に関する法律第30条の規定により12名の賛成をもって許可といたします。

---

○議長（中島完二君） それでは、本日の日程に従いまして進めてまいります。

議事に入る前に、議案書の訂正等ありましたら事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） それでは、議案の訂正をお願いいたします。

本日お配りした次第の次のページのとおり、誤りがありましたので訂正をお願いします。

まず、2ページ、申請番号62番につきまして取下げとなりましたのでお願いいたします。

続きまして、6ページ、申請番号147番です。こちらの該当欄は転用施設の欄ですが、宅地分譲21区間と書いてありますが、21区画ということで訂正をお願いいたします。

続きまして、7ページ、申請番号151番です。こちら、建築条件付土地2区画になっておりますが、こちらは特定建築条件付土地2区画というふうに訂正をお願いいたします。

続きまして、21ページになります。整理番号512182番の図になります。■という所有者のお名前ですが、こちらを■に訂正願います。

続きまして、34ページになります。整理番号512054番になります。こちらも所有者のお名前ですが、■を■に訂正をお願いいたします。

訂正は以上です。

本日の案件でございますが、担当地区委員等で現地確認を実施しております。また、豊科、穂高、明科地域は12月25日に、三郷地域は12月26日に、堀金地域は12月22日に地域委員会を開催し、協議しております。

本日の審議は、総会のご意見を求めるものでございます。

---

### 議案第1号 農地法第3条許可申請審議

○議長（中島完二君） それでは、議案第1号 農地法第3条許可申請審議を上程いたします。

58番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） それでは、議案書の1ページをお願いします。申請番号58番です。

申請地は■計3筆、現況地目は田、面積が計811㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が1万3,958㎡です。

申請番号58番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員番号7番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号58番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○7番（三枝守和君） 委員番号7番、三枝です。

申請番号58番について説明いたします。

場所につきましては、**■**の中に信号機が一つ目になります。その信号機を右折し行きますと、広い道と細い道が分かれています、細い道のほうを50m入った場所に当たります。

申請事由ですけれども、渡人は高齢になり耕作が困難となってきたため、離農をすべく受人に譲り渡したい。受人は自宅前の農地を譲り受け、農業を行いたいというものです。

審議のほう、よろしく願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、59番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号59番です。

申請地は**■**計2筆、現況地目は畑、面積が計1,077.35㎡です。受人の経営面積は5,722㎡、渡人の経営面積が6,959.35㎡です。

申請番号59番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員番号7番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号59番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○7番（三枝守和君） 委員番号7番、三枝です。

申請番号59番について説明いたします。

場所ですけれども、**■**をさらに北のほうに進んでいきますと、**■**があります。その手前に左に入る道がありまして、それを入れていって50mの場所に当たります。

申請事由ですけれども、渡人は、申請地での耕作予定がなく管理に困っていたため申請地を受人に譲りたい。受人は、自宅に近く耕作が行いやすいため申請地を取得したい。

審議のほうをよろしく願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可といたします。

続いて、60番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局(松島弘泰君) 申請番号60番です。

申請地は■、現況地目は田、面積が330㎡です。受人の経営面積は4,975.42㎡、渡人の経営面積が12万8,744.25㎡です。

申請番号60番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員番号20番、図面番号3番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号60番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○20番(浅川増行君) 委員番号20番、浅川でございます。

申請番号60番につきましてご説明申し上げます。

当該地は、先月の農業委員会のときに説明があった、■にありました■が当該地になっております。

申請事由ですけれども、渡人は不整形な土地を効率的な農地へ形状変更するために、同面積の農地を交換することとした。受人は、渡人と同様に不整形な土地を効率的な農地へ形状変更するために、同面積の農地を交換することとした。

以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(中島完二君) ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可といたします。

続いて、61番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局(松島弘泰君) 2ページをお願いします。申請番号61番です。

申請地は■、現況地目は田、面積が330㎡です。受人の経営面積は12万8,744.25㎡、渡人の経営面積が4,975.42㎡です。

申請番号61番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員番号20番、図面番号3番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号61番の担当地区

委員の説明をお願いいたします。

○20番（浅川増行君） 委員番号20番、浅川でございます。

申請番号61番についてご説明申し上げます。

当該地は、60番でご説明申し上げた■でございます。

申請事由としては、渡人は、不整形な土地を効率的な農地へ形状変更するために同面積の農地と交換することとした。受人は、渡人の同意を得、不整形な土地を効率的な農地へ形状変更するために同面積の農地を交換することとした。申請番号60・61番については、等価交換というような形で申請が出されたものであります。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

---

#### 議案第2号 農地法第4条許可申請審議

○議長（中島完二君） 次に、議案第2号 農地法第4条許可申請審議を上程いたします。

39号案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 3ページをお願いします。申請番号39番です。

申請地は■、現況地目は田、面積が20㎡です。申請内容は住宅敷地（倉庫）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号21番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号39番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○21番（渡辺正幸君） 委員番号21番、渡辺です。

申請番号39番についてご説明いたします。

申請場所ですが、■などがございます■から■に北へ400m行ったところに■がござい  
ますが、さらにそこを100m北へ行きまして、■から西に40m入った場所となります。

転用事由ですけれども、申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。

審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、40番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局(松島弘泰君) 申請番号40番です。

申請地は■、現況地目は田、面積が274㎡です。申請内容は住宅敷地(庭)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号8番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号40番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○8番(上條弘勝君) 委員番号8番、上條です。

申請番号40番についてご説明申し上げます。

申請地の場所ですが、■より西南へ400mほどの場所に位置します。

転用事由ですが、申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

○議長(中島完二君) ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、41番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局(松島弘泰君) 申請番号41番です。

申請地は■計2筆、現況地目は田及び畑、面積が計266㎡です。申請内容は住宅敷地(倉庫)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号8番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号41番の担当地区委員の説明をお願いします。

○8番(上條弘勝君) 8番、上條です。

申請番号41番についてご説明申し上げます。

申請地の場所ですけれども、40番案件の場所と宅地とがつながっているんですけれども、その宅地続きの農地でございます。

転用事由ですけれども、申請人は申請地を住宅地として利用していたが、農地転用手続を失念していたため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

---

### 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更許可申請審議

○議長（中島完二君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更許可申請審議を上程いたします。

それでは、8番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 4ページをお願いします。申請番号8番です。

申請地は■、現況地目は雑種地、面積が計376㎡、申請内容は■、賃貸住宅2棟移で許可になったものを住宅に変更するものです。

委員番号17番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 事務局から説明がありましたが、続いて転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 申請番号8番について事務局から説明いたします。

申請地は、■から西へ約400mに位置します。

転用事由ですが、申請地は、当初渡人の子供の住宅を建築する予定だったが、子供の仕事の都合で建築を断念したことから、申請者を受人に変更したい。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

---

#### 議案第4号 農地法第5条許可申請審議

○議長(中島完二君) 次に、議案第4号 農地法第5条許可申請審議を上程いたします。

それでは、145番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 5ページをお願いします。申請番号145番です。

申請地は■、現況地目は田、面積が901㎡です。申請内容は宅地分譲3区画で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号15番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上事務局から説明がありました。続いて申請番号145番の転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局(沖 和義君) 申請番号145番について事務局から説明いたします。

申請地は、■から西へ約150mに位置します。

転用事由ですが、受人は申請地の利便性がよく販売が見込めるため、取得し宅地分譲として販売したい。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) ただいま説明がありました。これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、146番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 申請番号146番です。

申請地は■計8筆、現況地目は田、面積が計3,838㎡です。申請内容は建売住宅10棟で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号21番、図面番号3番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上事務局から説明がありました。続いて申請番号146番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○21番(渡辺正幸君) 委員番号21番、渡辺です。

申請番号146についてご説明いたします。

申請場所ですが、■から北へ400m、■ありますが、そこからさらに■を北へ100m進んだところを西へ50m入った場所となります。

転用事由ですが、受人は申請地の利便性がよく販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したい。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。よろしいですか。

○議長（中島完二君） 本案は、30アールを超える農地を農地以外のものにする行為のため、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することとなりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） それでは、これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当として意見聴取いたします。

続いて、147番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 6ページをお願いします。申請番号147番です。

申請地は■計9筆、現況地目は田、面積が計6,217㎡です。申請内容は宅地分譲21区画で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号9番、図面番号4番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号147番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○9番（平川邦夫君） 委員番号9番、平川でございます。

147番案件についてご説明申し上げます。

場所は、■に当たりますが、周りが住宅に囲まれたような農地でございます。転用事由ですが、受人は申請地が■に近く住宅需要の高い場所であるため、住宅用地として分譲し販売したい。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

○議長（中島完二君） 本案は、30アールを超える農地を農地以外のものにする行為のため、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することとなりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） これより採決を行います。本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当として、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取をいたします。

続いて、148番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 7ページをお願いします。申請番号148番です。

申請地は■、現況地目は畑、面積が474㎡です。申請内容は店舗兼住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号23番、図面番号5番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号148番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○23番(佐原悦司君) 委員番号23番、佐原でございます。

申請番号148番についてご説明を申し上げます。

申請場所は、■でございます。■でございます。その地点から北東に約200mに位置したところでございます。

転用事由でございますけれども、受人は現在共同住宅に居住しているが、手狭になったため申請地に住宅及び妻が営む店舗を建築したい。店舗は、鍼灸院のほり治療院ということでございます。

以上、ご審議をお願いします。

○議長(中島完二君) ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしのお声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、149番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 申請番号149番です。

申請地は■、現況地目は田、面積が782㎡です。申請内容は駐車場で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号23番、図面番号6番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号149番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○23番(佐原悦司君) 委員番号23番、佐原でございます。

申請番号149番についてご説明申し上げます。

申請地は、先ほどと同じ■のすぐ北隣でございます。

転用事由でございますけれども、受人は景気回復により従業員数を増やすため、申請地と隣接する宅地等を利用して従業員駐車場を確保したい。

以上、ご審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、150番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号150番です。

申請地は■、現況地目は畑、面積が357㎡です。申請内容は店舗で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号23番、図面番号7番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号150番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○23番（佐原悦司君） 委員番号23番、佐原でございます。

申請番号150番についてご説明申し上げます。

申請場所は、■でございますが、その地点から南西に約200mの地点でございます。

転用事由でございますが、受人は申請地と隣接する中古住宅を購入し、申請地に飲食店を併設したい。この中古住宅というのは渡人の住宅でございます。

以上、ご審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、151番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号151番です。

申請地は■、現況地目は畑、面積が580㎡です。申請内容は特定建築条件付土地2区画で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号3番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号151番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○3番（甕 信君） 委員番号3番、甕です。

申請番号151番についてご説明を申し上げます。

申請地は、■西約400mのところに位置しております。

転用事由でございませけれども、受人は申請地の利便性がよく販売が見込めるため、取得し、特定建築条件付土地として販売したい。

以上、ご審議よろしくをお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、152番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 8ページをお願いします。申請番号152番です。

申請地は■計2筆、現況地目は畑、面積が計15.9㎡です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号3番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号152番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○3番（甕 信君） 委員番号3番の甕です。

申請番号152番についてご説明します。

申請地は、先ほどの151番でご説明した土地の隣接するところの隣でございませ。

転用事由は、受人は宅地が不整形であることから隣接する申請地の一部を譲り受け、整形された土地に近づきたい。

以上、ご審議よろしくをお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付します。

続いて、153番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号153番です。

申請地は■計2筆、現況地目は田、面積が計1,454㎡です。申請内容は建売住宅6棟で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号11番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号153番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○11番（山田太一君） 委員番号11番、山田です。

申請番号153番についてご説明申し上げます。

まず、申請地についてですが、■から南西に約100m行った農地になります。

転用事由ですが、受人は申請地の利便性がよく販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したい。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、154番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号154番です。

申請地は■、現況地目は雑種地、面積が376㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号17番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号154番の転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 申請番号154番について事務局から説明いたします。

申請地は、■から西へ約400mに位置します。転用事由ですが、受人は現在県外に居住しているが、申請地が閑静で環境がいいと判断し、住宅建築のため申請したい。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、155番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 9ページをお願いします。申請番号155番です。

申請地は、計2筆、現況地目は田、面積が計432㎡です。申請内容は製造業用地（倉庫、作業場）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号17番、図面番号3番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号155番の転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 申請番号155番について事務局から説明いたします。

申請地は、から北西へ約250mに位置します。

転用事由ですが、受人はキーホルダー製作販売を申請地北側敷地で行っているが、受注の増加に伴い手狭になったため、申請地を事業敷地として拡張したい。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

---

#### 議案第5号 農用地利用集積計画審議（所有権移転）

○議長（中島完二君） それでは、次に、議案第5号 農用地利用集積計画審議（所有権移転）について、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5号の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による安曇野市農用地利用集積計画（所有権移転）の案を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 10ページをお願いします。安曇野市長から農用地利用集積計画の所有権移転について、決定を求められていますのでご説明いたします。

整理番号1番です。権利の移転をする土地は■■計2筆、現況地目は田、面積は計1,502㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和6年1月22日、法律関係は売買です。

続いて、整理番号2番です。権利の移転をする土地は■■、現況地目は田、面積は2,385㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和6年1月22日、法律関係は売買です。

11ページをお願いします。

続いて、整理番号3番です。権利の移転をする土地は■■計13筆、現況地目は田及び畑、面積は計2万6,551㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和6年1月22日、法律関係は売買です。

12ページをお願いします。

続いて、整理番号4番です。権利の移転をする土地は■■、現況地目は田、面積は1,812㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和6年1月22日、法律関係は売買です。

以上4件ですが、全ての案件について、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありました。これにつきまして意見等ございますか。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） それでは、これより採決を行います。

では、本案について原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により、原案のとおり農用地利用集積計画（所有権移転）を決定いたします。

---

#### 議案第6号 農用地利用集積計画審議（利用権設定）

○議長（中島完二君） 次に、議案第6号 農用地利用集積計画審議（利用権設定）について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5号の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による安曇野市農用地利用集積計画（利用権設定）の案を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 13ページをお願いします。

安曇野市長から農用地利用集積計画の決定を求められていますので、ご説明いたします。公告日は令和5年12月27日です。

設定件数は総数373件、163万4,814.76㎡、そのうち田が351件、155万1,237.48㎡、畑が22

件、8万3,577.28㎡です。新規分については総数80件、39万6,716㎡、そのうち田が72件、36万7,568㎡、畑が8件、2万9,148㎡です。

期間別設定面積等につきましては、1年から10年までの間で設定があり、詳細は一覧表のとおりです。

設定筆数は総計1,015筆、田962筆、畑53筆です。

耕作者は106人、所有者が333人となっております。

利用権設定の一覧につきましては、14ページから45ページです。

46ページは、農地中間管理事業一括方式分です。

全て改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により、原案のとおり農用地利用集積計画（利用権設定）を決定いたします。

---

○議長（中島完二君） 以上をもちまして、全ての議事を終了いたしました。長時間にわたる慎重審議、ありがとうございました。

○事務局（宮沢英昭君） 会長、ありがとうございました。それでは閉会の言葉を塚田副会長からお願いいたします。

○副会長（塚田善久君） 以上で、令和5年12月 安曇野市農業委員会定例総会を閉会します。

○事務局（宮沢英昭君） ご起立ください。礼、お疲れ様でした。

午後 3時15分 閉会